

# 奈井江町下水道事業経営戦略

## 特定環境保全公共下水道事業 個別排水処理事業

平成29年3月  
奈井江町まちなみ課

## 目 次

### 特定環境保全公共下水道事業

1. 事業概要	1
2. 経営の基本方針	3
3. 投資・財政計画	3
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	4
経営比較分析表	5
投資・財政計画（特定環境保全公共下水道事業）	6

### 個別排水処理事業

1. 事業概要	8
2. 経営の基本方針	10
3. 投資・財政計画	10
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	11
経営比較分析表	12
投資・財政計画（個別排水処理事業）	13

# 奈井江町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 奈井江町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年度 (19年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
処理区域内人口密度	21.0人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有り
処 理 区 数	35処理分区(流域下水道接続幹線:中部1号 25か所、中部4号 4か所、中部7号 6か所)		
処 理 場 数	流域関連のためなし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成9年度より下水道計画区域面積31.5haで整備を開始したが、平成19年度を最後に整備拡大は行わず、残りの区域は個別排水処理事業(合併処理浄化槽)にて整備していくこととしました。 ※35処理分区中21処理分区が供用開始中		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 7m <sup>3</sup> まで :1,404円 超過使用料 1m <sup>3</sup> につき : 194円				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 20m <sup>3</sup> まで :4,600円 超過使用料 1m <sup>3</sup> につき : 259円				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	[福祉用]~70歳以上の高齢者などに対し、基本使用料を減額 基本使用料 7m <sup>3</sup> まで :1,188円 超過使用料 1m <sup>3</sup> につき : 194円				
条 例 上 の 使 用 料 *2 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,822 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	4,006 円
	平成26年度	3,926 円		平成26年度	4,124 円
	平成27年度	3,926 円		平成27年度	4,224 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	・まちなみ課は、平成28年度現在8名で、業務は下水道事業のほか道路、公園、環境衛生、建築など多岐にわたる業務を兼務して、当たっています。職員給与費の予算措置については、下水道事業特別会計(公共下水道、特定環境保全公共下水道、個別排水処理施設事業)に1人を置いており、他は一般会計で予算措置しています。
事 業 運 営 組 織	・まちなみ課(下水道部門)は、平成9年度に配置された、水道と下水道部門が統合した上下水道課が前身となりますが、その後事業量の減少から、幾度となく課・係の再編を繰り返し、上下水道課発足当時(事務2人、技術6人)から、下水道事業会計支弁職員は減少し、現在に至っております。

#### (2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	終末処理場を持たない、流域関連特定環境保全公共下水道のため、処理場管理はなく、管渠の維持・保全について、管渠の調査等を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

#### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成28年度に策定しました、平成27年度決算「経営比較分析表」を添付しております。  
この経営分析比較表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

## 2. 経営の基本方針

### ○適切で計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還費)の大きな負担から、厳しい経営を強いられております。限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画をもとに経営を行ってまいります。また、将来的には公営企業会計適用により独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう検討してまいります。

### ○効率的な事業執行

平成19年度を最後に、整備拡大は行わず残りの区域は個別排水処理事業(合併処理浄化槽)にて整備していくこととして、建設投資を最低限として事業を執行してまいります。

### ○収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図ります。また、使用料を確実に収納するとともに、企業債の資金を適切に調達してまいります。

### ○水洗化の促進

公共用水域の水質保全のため、水洗便所改造資金貸付金制度を活用し、供用開始区域内の下水道未接続者への周知に努めてまいります。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

##### ○投資の目標に関する事項

計画期間中の補助事業の予定はありません。

##### ○管渠の建設・更新に関する事項

管渠の更新は予定しておりませんが、単独事業として公共ます設置工事等を申請に基づいて実施してまいります。

##### ○防災・安全対策に関する事項

計画期間中の事業の予定はありません。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

##### ○財源の目標に関する事項

一般会計からの繰り入れを極力減らすため、確実な使用料収納と資本費平準化債の発行を計画しております。

##### ○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

人口減少により今後の使用料収入増は困難ですので、収納率向上及び水洗化の促進を図ることにより、若干の減収(年0.5%減)で計画しております。また、消費税増税に伴う改定を含み4～5年おきに使用料の改定を計画しております。

##### ○企業債に関する事項

資本費平準化債については、試算の結果、発行可能額以内で計画しました。

##### ○繰入金に関する事項

元利償還に充てる繰入分については、基準内で算定しました。

##### ○その他

現在、事業計画休止中であり、管渠の耐用年数も経過していないため、最低限の維持保全と借入金の元利償還が支出の主なものであるため、計画期間中については、使用料収入と繰入金を計上し、収支均衡を図ることとしています。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

##### ○職員給与費に関する事項

経営の基本方針にもあるとおり、整備区域の拡大は行わず、残りの区域は個別排水処理事業(合併処理浄化槽)にシフトしていくため、職員給与費の計上は、包括的に下水道事業会計のなかで、計上することとしています。

##### ○修繕費に関する事項

管渠は良好な水準を保っているものと推測しており、突発的に発生する修繕を除き現在のところ、行う予定はありません。

##### ○委託費に関する事項

今後、経年劣化も懸念されることから、管渠の調査等を行うこととしています。

##### ○その他

平成31年10月予定の消費税増税に伴う費用増について、増税見合い分を加算して算定しております。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	計画期間中の建設改良に当たっては、整備区域の拡大を行わないことで事業の最適化を図ってまいります。
投資の平準化に関する事項	計画期間中の建設・更新工事は予定しておりませんが、今後長寿命化や最適化など国の動向に注視しながら検討してまいります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当ありません。
その他の取組	特にありません。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	資本費平準化債の発行可能額が減少すると見込まれることや、一般会計からの繰出しも大きいことから、4～5年おきに料金改定を検討する必要があると考えます。
資産活用による収入増加の取組について	下水道による資産活用は、基金等がない状況で、企業債の元利償還金が多額に上り、多くを一般会計からの繰り入れに頼っている状況では、基金等の創設は困難であります。
その他の取組	新たな、整備区域の拡大は休止中ではありますが、維持管理における、国・道の補助事業や交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を検討してまいります。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	該当ありません。
職員給与費に関する事項	計画期間中は、特定環境保全公共下水道の整備区域拡大を行っていない(休止中)であることから、職員給与費を置かないものとします。(現行1人は包括的に下水道事業会計を運営しているため、公共下水道事業にて計上)
動力費に関する事項	該当ありません。
薬品費に関する事項	該当ありません。
修繕費に関する事項	管渠は良好な水準を保っているものと推測しており、突発的に発生する修繕を除き現在のところ、行う予定はありません。
委託費に関する事項	現在まで、維持的経費の委託費の計上はありませんが、経年劣化も懸念されることから、管渠の調査等を行い、施設(管渠)の維持保全に努めてまいります。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上、不明水対策など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ取り組んでまいります。

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	・毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行うことによりP/DCAサイクルを効果的に回し本経営戦略の事後検証、更新を行ってまいります。
---------------------	---

# 経営比較分析表

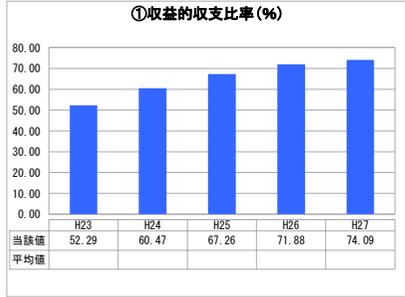
北海道 奈井江町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	2.95	77.48

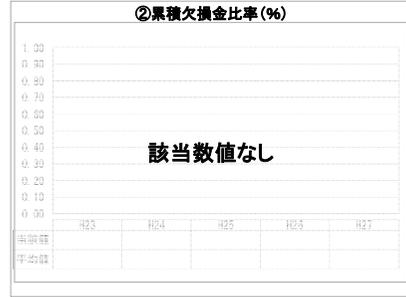
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
5,755	88.19	65.26
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
168	0.08	2,100.00

グラフ凡例	
■	当該団体値 (当該値)
—	類似団体平均値 (平均値)
【	平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



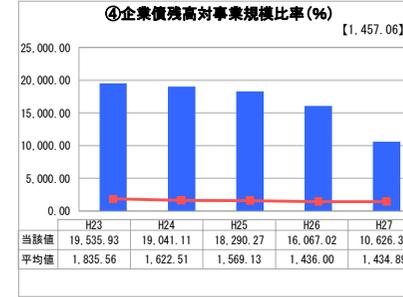
「単年度の収支」



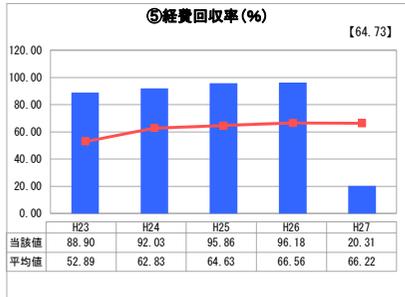
「累積欠損」



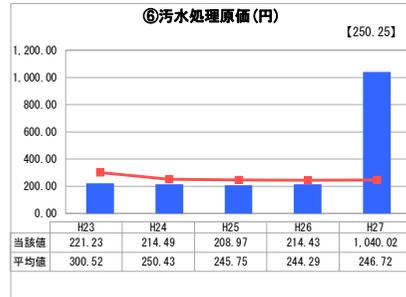
「支払能力」



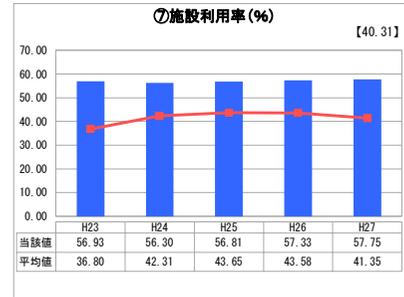
「債務残高」



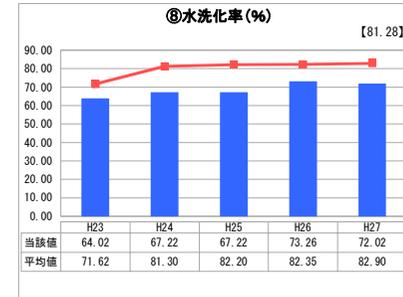
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

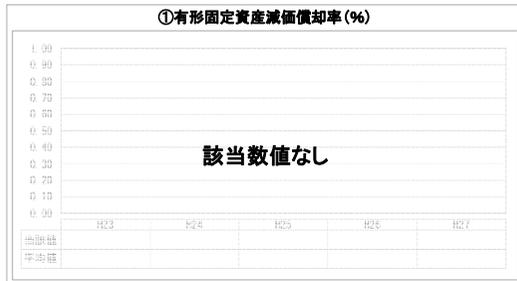


「施設の効率性」

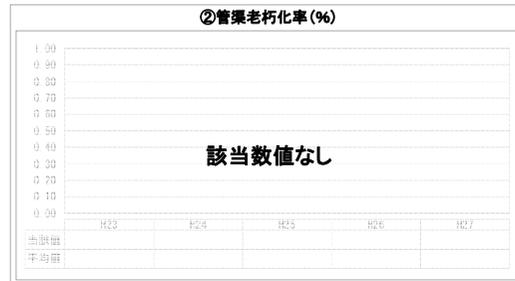


「使用料対象の捕捉」

## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

現在、事業の効率性の観点から、処理区域の拡大は見送っているため、収益的収支比率は、年々増加しており、また企業債残高対事業規模比率は、減少傾向であるが、類似団体平均値からは、大幅に上回る水準となっている。

経費回収率は、人口減少、水量減少から類似団体平均値から、大幅に下回る水準である。汚水処理原価は、前年度から大幅に増加しているのは、一般会計負担分の減少によるものである。

水洗化率は、微増であるが、水量の減少から、使用料収入は、横ばい状態であり、経営改善のため、水洗化の促進等の取組が必要である。

### 2. 老朽化の状況について

平成9年に供用開始してから、おおむね20年が経過するが、施設（管渠）の状態は良好である。

### 全体総括

供用開始から、20年程度経過することから、老朽化が徐々に進むにつれ、施設の更新等を検討しなければならない時期にある。更新等は現在の使用料収入、他会計からの繰入金だけでは、賸えきれないため、更なる水洗化の促進、経費節減、使用料の適正化などについて、力を注いでいくことが必要である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。  
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 投資・財政計画(特定環境保全公共下水道事業)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度	前年度	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度									
		(決算)	(決算見込)																					
収益的収入	1	総	収	益	(A)	20,098	21,328	22,447	23,477	23,507	23,226	22,978	22,676	22,275	21,842	21,025	19,520							
	(1)	営	業	収	益	(B)	1,863	1,854	1,845	1,836	1,842	1,852	2,222	2,211	2,200	2,189	2,627	2,613						
		ア	料	金	収	入	1,863	1,854	1,845	1,836	1,842	1,852	2,222	2,211	2,200	2,189	2,627	2,613						
		イ	雨	水	処	理	負	担	金															
		ウ	受	託	工	事	収	益	(C)															
		エ	そ	の	他																			
	(2)	営	業	外	収	益	18,235	19,474	20,602	21,641	21,665	21,374	20,756	20,465	20,075	19,653	18,398	16,907						
		ア	他	会	計	繰	入	金	18,228	19,474	20,602	21,641	21,665	21,374	20,756	20,465	19,653	18,398	16,907					
		イ	そ	の	他		7																	
	収益的支出	2	総	費	用	(D)	5,402	5,071	4,723	4,376	4,040	3,699	3,508	3,160	2,806	2,447	2,085	1,733						
		(1)	営	業	費	用	334	350	350	350	356	356	510	510	510	510	510	510	510					
			ア	職	員	給	与	費																
						う	ち	退	職	手	当													
			イ	そ	の	他		334	350	350	350	356	356	510	510	510	510	510	510					
(2)		営	業	外	費	用	5,068	4,721	4,373	4,026	3,684	3,343	2,998	2,650	2,296	1,937	1,575	1,223						
		ア	支	払	利	息	5,068	4,721	4,373	4,026	3,684	3,343	2,998	2,650	2,296	1,937	1,575	1,223						
				う	ち	一	時	借	入	金	利	息												
	イ	そ	の	他																				
	3	収	支	差	引	(A)-(D)	(E)	14,696	16,257	17,724	19,101	19,467	19,527	19,470	19,516	19,469	19,395	18,940	17,787					
資本的収入	1	資	本	的	収	入	(F)	7,030	4,307	3,122	1,899	1,599	1,670	1,970	2,170	2,470	2,770	2,970	2,870					
	(1)	地	方	債		6,900	4,200	2,900	1,700	1,400	1,500	1,800	2,000	2,300	2,600	2,800	2,800	2,700						
				う	ち	資	本	費	平	準	化	債	6,900	4,200	2,900	1,700	1,400	1,500	1,800	2,000	2,300	2,600	2,800	2,700
	(2)	他	会	計	補	助	金				100	100	100	100	100	100	100	100	100	100				
	(3)	他	会	計	借	入	金																	
	(4)	固	定	資	産	売	却	代	金															
	(5)	国	(	都	道	府	県	)	補	助	金													
	(6)	工	事	負	担	金	130	107	122	99	99	70	70	70	70	70	70	70	70					
	(7)	そ	の	他																				
	資本的支出	2	資	本	的	支	出	(G)	21,726	20,564	20,846	21,000	21,066	21,197	21,440	21,686	21,939	22,165	21,910	20,657				
		(1)	建	設	改	良	費				100	100	100	100	100	100	100	100	100	100				
						う	ち	職	員	給	与	費												
		(2)	地	方	債	償	還	金	(H)	21,726	20,564	20,746	20,900	20,966	21,097	21,340	21,586	21,839	22,065	21,810	20,557			
(3)		他	会	計	長	期	借	入	金	返	還	金												
(4)		他	会	計	へ	の	繰	出	金															
	(5)	そ	の	他																				
	3	収	支	差	引	(F)-(G)	(I)	△ 14,696	△ 16,257	△ 17,724	△ 19,101	△ 19,467	△ 19,527	△ 19,470	△ 19,516	△ 19,469	△ 19,395	△ 18,940	△ 17,787					

投資・財政計画(特定環境保全公共下水道事業)

(単位:千円, %)

区 分	年 度		前々年度	前年度	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
	(E)+(I)	(J)	(決算)	(決算 見込)										
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	(M)													
収益的支出に充てた地方債	(N)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)	(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(P)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支	(O)-(P)													
黒 字	(Q)													
赤 字	(R)													
赤 字 比 率	$\frac{(R)}{(B)-(C)} \times 100$		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		74	83	88	93	94	94	92	92	90	89	88	88
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額	(S)													
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益	(B)-(C)	(T)	1,863	1,854	1,845	1,836	1,842	1,852	2,222	2,211	2,200	2,189	2,627	2,613
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	$((S)/(T) \times 100)$		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額	(U)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額	(V)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模	(W)													
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率	$((U)/(W) \times 100)$													
他 会 計 借 入 金 残 高	(X)													
地 方 債 残 高	(Z)		302,502	286,138	268,292	249,092	229,526	209,929	190,389	170,803	151,264	131,799	112,789	94,932

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		前年度	本年度	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
	(決算 見込)													
収 益 的 収 支 分			18,228	19,474	20,602	21,641	21,665	21,374	20,756	20,465	20,075	19,653	18,398	16,707
うち基準内繰入金			17,955	19,474	20,602	21,641	21,665	21,374	20,756	20,465	20,075	19,653	18,398	16,707
うち基準外繰入金			273	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分			0	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
うち基準内繰入金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金			0	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
合 計			18,228	19,474	20,702	21,741	21,765	21,474	20,856	20,565	20,175	19,753	18,498	16,807



## 奈井江町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 奈井江町

事 業 名 : 個別排水処理事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成8年度 (20年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
処理区域内人口密度	0.14人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	2地区(下水道計画処理区域外) ※なお、特定環境保全公共下水道区域で未整備区域を含む。		
浄化槽設置基数	118基(平成28年度末現在)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	下水道計画区域外の農村地域の生活排水対策として、事業を着手しました。事業開始から5年程度で計画基数の半数以上が供用開始となりましたが、近年は離農などで人口も減少しており、年間2基程度の整備となっております。また、平成20年度からは、特定環境保全公共下水道の未整備区域を希望者のみ整備していくこととしました。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

##### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 7m <sup>3</sup> まで :1,404円 超過使用料 1m <sup>3</sup> につき : 194円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 20m <sup>3</sup> まで :4,600円 超過使用料 1m <sup>3</sup> につき : 259円				
その他の使用料体系の 概要・考え方	[福祉用]~70歳以上の高齢者などに対し、基本使用料を減額 基本使用料 7m <sup>3</sup> まで :1,188円 超過使用料 1m <sup>3</sup> につき : 194円				
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,822 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,061 円
	平成26年度	3,926 円		平成26年度	4,230 円
	平成27年度	3,926 円		平成27年度	4,223 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	・まちなみ課は、平成28年度現在8名で、業務は下水道事業のほか道路、公園、環境衛生、建築など多岐にわたる業務を兼務して、当たっています。職員給与費の予算措置については、下水道事業特別会計(公共下水道、特定環境保全公共下水道、個別排水処理施設事業)に1人を置いており、他は一般会計で予算措置しています。
事 業 運 営 組 織	・まちなみ課(下水道部門)は、平成9年度に配置された、水道と下水道部門が統合した上下水道課が前身となりますが、その後事業量の減少から、幾度となく課・係の再編を繰り返し、上下水道課発足当時(事務2人、技術6人)から、下水道事業会計支弁職員は減少し、現在に至っております。

#### (2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽管理業務(保守点検・清掃)を民間に委託しています。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	浄化槽設置申請者個人の宅地内に、設置承諾により浄化槽を設置しているため、該当しません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

#### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成28年度に策定しました、平成27年度決算「経営比較分析表」を添付しております。  
この経営分析比較表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

## 2. 経営の基本方針

### ○適切で計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還費)の大きな負担から、厳しい経営を強いられております。限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画をもとに経営を行ってまいります。また、将来的には公営企業会計適用により独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう検討してまいります。

### ○効率的な事業執行

これまでと同様に民間委託の活用により業務の効率を図りつつ、コストの縮減について取り組んでまいります。また、設置希望者のみ(年間2基程度)を整備していくこととして、建設投資を最低限として事業を執行してまいります。

### ○収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図ります。また、使用料を確実に収納するとともに、企業債の資金を適切に調達してまいります。

### ○水洗化の促進

公共用水域の水質保全のため、水洗便所改造資金貸付金制度を活用し、浄化槽未設置者への周知に努めてまいります。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

##### ○投資の目標に関する事項

計画期間中について、年間2基の浄化槽設置を目標に計画しております。

##### ○管渠の建設・更新に関する事項

計画期間中に耐用年数に達する浄化槽があることから、定期の保守点検で状況を把握し、修繕で対応するため更新については計画しておりません。

##### ○防災・安全対策に関する事項

計画期間中の事業の予定はありません。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

##### ○財源の目標に関する事項

浄化槽設置費用の財源として、企業債及び受益者分担金を充てる計画としています。また、一般会計からの繰り入れを極力減らすため、確実な使用料収納を計画しております。

##### ○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

浄化槽設置基数の増加及び人口減少による減少の要因から、使用料収入を微増で見込んでおります。また、消費税増税に伴う改定を含み4～5年おきに使用料の改定を計画しております。

##### ○企業債に関する事項

下水道事業債と交付税措置の有利な過疎対策事業債を併用し、発行可能額で計画しました。

##### ○繰入金に関する事項

営業収益で賄えきれない営業費用及び資本費の単独事業分については、基準外繰入で算入し、元利償還に充てる繰入分については、基準内で算定しました。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

##### ○職員給与費に関する事項

職員給与費の計上は、包括的に下水道事業会計のなかで、計上することとしています。

##### ○修繕費に関する事項

現在まで、定期の保守点検・清掃で重大な問題は起きていないため、1基当たりの平均修繕費について、増加基数分も含み計上しています。

##### ○委託費に関する事項

現在の委託費用に1基あたりの単価を設置基数に乗じた金額で算出しました。

##### ○その他

平成31年10月予定の消費税増税に伴う費用増について、増税見合い分を加算して算定しております。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	計画区域内の浄化槽未設置戸数の調査等を行い、設置希望の意思確認を行い、建設投資を平準化することで、事業の最適化を図ってまいります。
投資の平準化に関する事項	耐用年数を超えるものが、計画期間中の10年以内にあることから、定期の保守管理報告などを注視しながら、更新工事の検討をしております。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当ありません。
その他の取組	特にありません。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	使用料収入で営業費用を賄えない状況から、下水道事業と同様に4～5年おきに料金改定を検討する必要があると考えます。
資産活用による収入増加の取組について	下水道による資産活用は、基金等がない状況で、企業債の元利償還金が多額に上り、多くを一般会計からの繰り入れに頼っている状況では、基金等の創設は困難であります。
その他の取組	建設・更新工事にあたっては、交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を検討してまいります。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	該当ありません。
職員給与費に関する事項	下水道事業会計で包括的に運営していることから、職員給与費を置かないものとします。
動力費に関する事項	該当ありません。
薬品費に関する事項	該当ありません。
修繕費に関する事項	修繕は、ブローヤなどの消耗部品交換が主な内容で、今後も基数増加に伴い費用増加が見込まれることから、財源確保に努めてまいります。
委託費に関する事項	浄化槽法令を遵守し、保守管理、清掃を実施し適切な浄化槽の維持に努めます。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ取り組んでまいります。

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	・毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行うことによりP/DCAサイクルを効果的に回し本経営戦略の事後検証、更新を行ってまいります。
---------------------	---

# 経営比較分析表

北海道 奈井江町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	個別排水処理	L2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	6.15	100.00

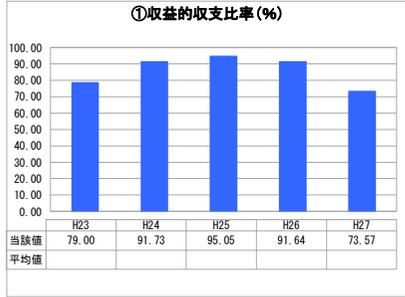
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
5,755	88.19	65.26
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
350	24.86	14.08

**グラフ凡例**

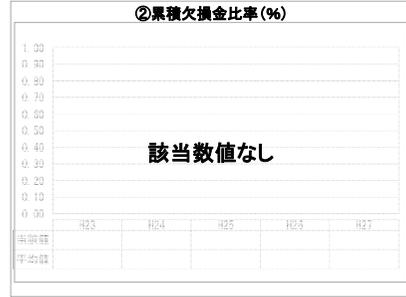
- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 平成27年度全国平均

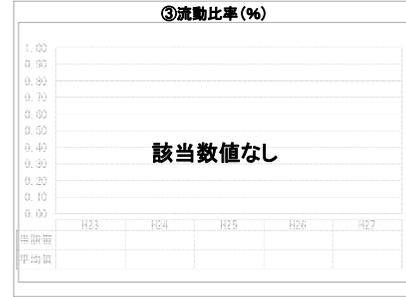
## 1. 経営の健全性・効率性



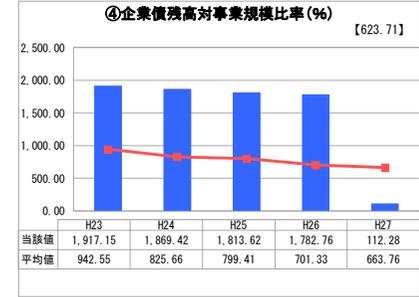
「単年度の収支」



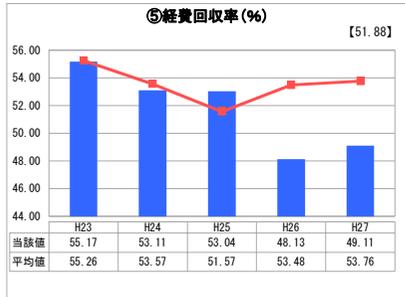
「累積欠損」



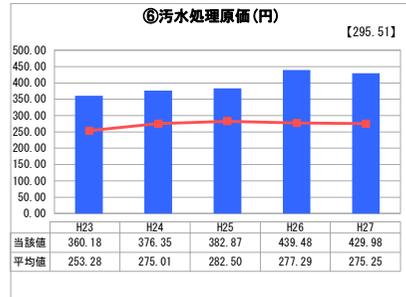
「支払能力」



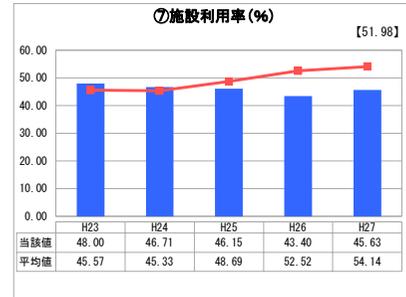
「債務残高」



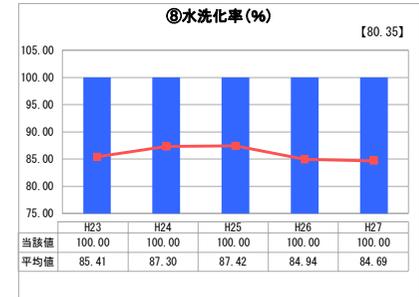
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」

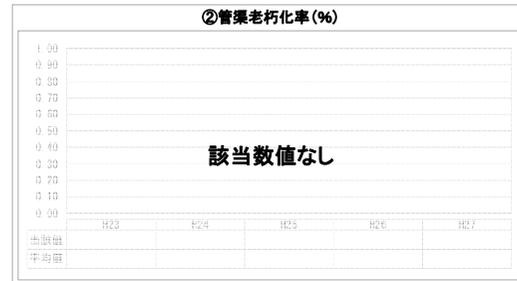


「使用料対象の捕捉」

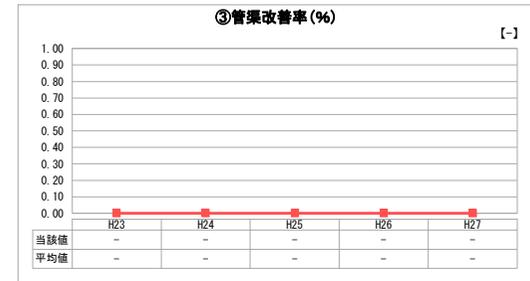
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

人口減少に伴い使用水量も減少しており、使用料収入は、微減となっている。維持経費は、年間固定経費（保守・維持）は対象施設が年間2件程度増加しているため微増となっている。現状経費回収率は50%を下回っているが、一般会計からの公費負担分繰り入れにより補っている。企業債残高対事業規模比率は、一般会計負担分（分流式下水道に要する経費）の錯誤から、類似団体の平均値を大幅に下回る水準である。汚水処理原価は、430円程度であるが、年々、資本費・維持管理費の増加から上昇傾向であり、類似団体の平均値を大幅に上回る水準であるため、経営改善に向けた取組が必要である。なお、水洗化率が100%となっているのは、個別排水設置希望者のみを対象としているためである。

### 2. 老朽化の状況について

設置後15年以上 58.3%  
設置後15年未満 41.7%  
定期的な保守点検、清掃、修繕などを行っているため、施設については良好な状態を維持できており、また特段大きな問題も発生していない状況である。

### 全体総括

設置後15年以上経過している処理施設の老朽化に伴い、長寿命化させるため、保守点検等は従前通り行っていくが、取替えが必要とされる場合は、今後現在の使用料、一般会計からの繰入金では、対応することが困難になるので、使用料改正も検討しなければならない。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 投資・財政計画(個別排水処理事業)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度	前年度	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
				(決算)	(決算見込)											
収益的収入	1	総 収 益 (A)		14,091	13,187	13,523	13,196	13,462	13,524	13,589	13,651	13,714	13,778	13,841	13,904	
		(1)	営 業 収 益 (B)	5,617	5,677	5,723	5,769	5,830	5,872	7,096	7,146	7,195	7,244	8,751	8,707	
			ア 料 金 収 入	5,617	5,677	5,723	5,769	5,830	5,872	7,096	7,146	7,195	7,244	8,751	8,707	
			イ 雨 水 処 理 負 担 金													
			ウ 受 託 工 事 収 益 (C)													
			エ 所 の 他													
		(2)	営 業 外 収 益	8,474	7,510	7,800	7,427	7,632	7,652	6,493	6,505	6,519	6,534	5,090	5,197	
			ア 他 会 計 繰 入 金	8,474	7,510	7,800	7,427	7,632	7,652	6,493	6,505	6,519	6,534	5,090	5,197	
			イ 所 の 他													
	収益的支出	2	総 費 用 (D)		13,209	13,108	13,152	13,196	13,462	13,524	13,589	13,651	13,714	13,778	13,841	13,904
			(1)	営 業 費 用	11,456	11,445	11,595	11,745	12,115	12,280	12,445	12,610	12,775	12,940	13,105	13,272
				ア 職 員 給 与 費												
				イ 所 の 他	11,456	11,445	11,595	11,745	12,115	12,280	12,445	12,610	12,775	12,940	13,105	13,272
			(2)	営 業 外 費 用	1,753	1,663	1,557	1,451	1,347	1,244	1,144	1,041	939	838	736	632
			ア 支 払 利 息	1,753	1,663	1,557	1,451	1,347	1,244	1,144	1,041	939	838	736	632	
			イ 所 の 他													
	3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)		882	79	371	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的収入	1	資 本 的 収 入 (F)		10,533	11,683	10,940	11,435	11,345	11,248	11,304	11,321	11,083	11,077	11,063	11,012	
		(1)	地 方 債	3,900	5,000	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	
			うち 資本費平準化債	300												
		(2)	他 会 計 補 助 金	6,278	6,354	6,349	6,858	6,768	6,770	6,840	6,945	6,707	6,701	6,687	6,636	
		(3)	他 会 計 借 入 金													
		(4)	固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5)	国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金													
		(6)	工 事 負 担 金	355	329	391	377	377	278	264	176	176	176	176	176	
		(7)	そ の 他													
	資本的支出	2	資 本 的 支 出 (G)		11,073	12,563	11,389	11,435	11,345	11,248	11,304	11,321	11,083	11,077	11,063	11,012
			(1)	建 設 改 良 費	5,130	6,405	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
				うち 職員給与費												
			(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	5,943	6,158	5,989	6,035	5,945	5,848	5,904	5,921	5,683	5,677	5,663	5,612
		(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
		(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金													
	(5)	そ の 他														
	3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 540	△ 880	△ 449	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

## 投資・財政計画(個別排水処理事業)

(単位:千円, %)

区 分	年 度		前々年度	前年度	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
	(E)+I	(J)	(決算)	(決算見込)										
収 支 再 差 引	(E)+I	(J)	342	△ 801	△ 78	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)	537	879	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金		(M)												
収益的支出に充てた地方債		(N)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)	(O)	879	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源		(P)												
実 質 収 支		(Q)	879	78										
(O)-(P)		(R)												
赤 字 比 率	$\frac{(R)}{(B)-(C)} \times 100$		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		74	68	71	69	69	70	70	70	71	71	71	71
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額		(S)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(T)	5,617	5,677	5,723	5,769	5,830	5,872	7,096	7,146	7,195	7,244	8,751	8,707
地方財政法による資金不足の比率	$((S)/(T) \times 100)$		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額		(U)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額		(V)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(W)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((U)/(W) \times 100)$													
他会計借入金残高		(X)												
地 方 債 残 高		(Z)	97,034	95,876	94,087	92,252	90,507	88,859	87,155	85,434	83,951	82,474	81,011	79,599

○他会計繰入金

(単位:千円) 単位:千円)

区 分	年 度		前年度	本年度	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
	(決算)													
収益的収支分			8,474	7,510	7,800	7,427	7,632	7,652	6,493	6,505	6,519	6,534	5,090	5,197
うち基準内繰入金			6,539	2,872	2,397	1,828	1,724	1,522	1,408	1,217	1,115	1,014	912	808
うち基準外繰入金			1,935	4,638	5,403	5,599	5,908	6,130	5,085	5,288	5,404	5,520	4,178	4,389
資本的収支分			6,278	6,354	6,349	6,858	6,768	6,770	6,840	6,945	6,707	6,701	6,687	6,636
うち基準内繰入金			1,157	4,949	5,149	5,658	5,568	5,570	5,640	5,745	5,507	5,501	5,487	5,436
うち基準外繰入金			5,121	1,405	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
合 計			14,752	13,864	14,149	14,285	14,400	14,422	13,333	13,450	13,226	13,235	11,777	11,833